

◆ 「くらしのサポートサービス」とは

「くらしのサポートサービス」とは住民参加型の在宅福祉サービス事業です。

亀岡市社会福祉協議会が、「支援する人＝協力会員」と「利用される方＝利用会員」との間を取り持ち、「助け合いの輪」をつくり、利用料等の事務的な仲介を行い運営する福祉サービスです。

「協力会員」は、「なにか出来ることでお手伝いをしたい！」というボランティア精神を持った住民の方。

「利用会員」は、高齢や病弱、産前産後、障がい等、毎日の生活で困りごとをお持の方です。



◆ 協力会員（支援する人）はどんな人？

くらしのサポートは、専門知識や資格を持ったプロのヘルパーを派遣するサービスではありません。

なにか出来ることでお手伝いをしたいという住民の方に協力会員登録をしていただき、利用の申し込みがあった場合、希望するサポート内容に合う、その方のお住まいの地域になるべく近い協力会員を紹介します。

サポート開始にあたっては、利用会員と支援する協力会員の紹介をまず行い、お互い「この方ならお願いしよう」という了解のもと、サービスを開始します。

◆ 「くらしのサポートサービス」で出来ること、出来ないこと

【出来ること】 家事援助 … 掃除、洗濯、買物、調理、庭の草引き、
入院中の病院での洗濯や買物、その他
外出同行 … 病院、役所、買物等の外出時の付添い、その他
(※タクシーは、利用会員の負担にて準備してください)

【出来ないこと】

※ ボランティアなので、支援する協力会員ごとに出来ること、出来ないことが違います。

◎ 支援する協力会員が利用会員を車に乗せることは出来ません。

◎ 医療や介護の専門的な資格のいる行為はできません。

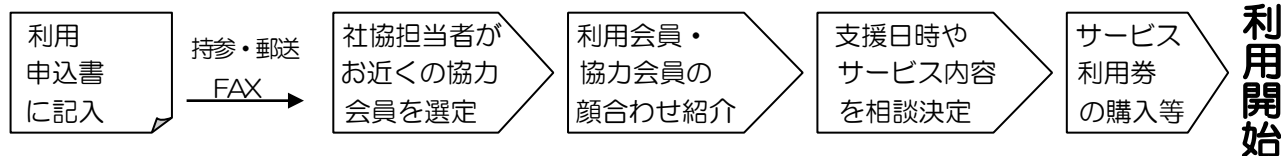
◎ 協力会員のできる範囲のことで、サポートします。

◆申し込みから利用までの流れ



◎まずは、電話でご相談ください。

(亀岡市社会福祉協議会 地域支援課 地域福祉係 0771-23-6711)



◆かかる費用（利用料・交通費）

【利用料・利用券】

平日 8 時 30 分～17 時 30 分	
30 分券	500 円

活動終了後、協力会員に渡してください。

※この利用券のうち、150 円の事務手数料を引いた金額を、社会福祉協議会が集計し、協力会員の活動に対する実費弁償料として、翌月協力会員に支払います。

※協力会員に利用券の購入を依頼する場合は、当該活動（買物）にかかる時間分の利用券を協力会員に渡してください。

※ヘルパーのサービスをご利用の方はヘルパーに利用券の購入を依頼することも可能です。

【交通費】 外出同行の際のタクシー代は、利用会員が負担してください。

◆確認事項

◎依頼するサポートは、時間内に無理なくできる量でたのんでください。

◎作業に道具が必要な場合は、利用会員のほうで用意してください。

◎支援する協力会員が都合により急に行けなくなった場合、代わりの人をすぐに派遣することはできません。その日はお休みとなります。（ずっと行けなくなった場合は、後任をさがします）

◎利用会員の都合で予定をキャンセルする場合は、事前にご連絡ください。

※事前にご連絡なく当日協力会員が活動場所に到着後キャンセルになった場合は、利用料を負担していただきます。（緊急時を除く）

◎サービスを受ける時間中は、必ず一緒にいてください。留守宅などご不在時に活動はできません。

◎協力会員への茶葉等の提供はお控えください。

◎土・日曜日と、国民の祝日・8月13日～8月15日・年末年始（12月29日～1月7日）はサービスを行っておりません。

お問合せ先

社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会 地域支援課 地域福祉係
〒621-0806 亀岡市余部町樋又 61-1（ふれあいプラザ内）
土日祝を除く 午前8時30分～午後5時30分
電話 0771-23-6711 / FAX 0771-24-0350

